

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づく施策の推進について

1 「あいち人権センター」の設置

「あいち人権啓発プラザ」を拡充し、人権啓発及び教育の拠点として、相談窓口機能を加えた「あいち人権センター」を新たに設置し、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

2022年4月1日設置済

2 「愛知県人権施策推進審議会」の設置

「愛知県人権施策推進審議会」を新たに設置し、人権施策に関する基本計画の策定・変更や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する概要の公表など、人権施策の重要事項を調査審議する。

人権全般の施策に関する審議会（2回）、個別課題に関する専門部会（1～数回）

3 人権に関する総合的な相談窓口の設置

人権に関する総合的な相談窓口を新たに設置し、人権相談員が一般的な情報提供や助言、専門相談窓口や救済機関への案内を行うとともに、法的な解釈や助言が必要と考えられる場合に、本人の意思を確認し、弁護士による法律相談を実施する。

月曜日～金曜日 9:00～17:00
人権問題法律相談：弁護士による法律相談 月1回（事前予約制：面談）
1人30分（1日定員2名） 無料

4 インターネットモニタリング事業の実施

昨年度、試行的に実施したインターネットモニタリング事業を本格実施し、インターネット上の悪質な書き込み等について、国の人権擁護機関である名古屋法務局への削除要請を行う。また、人権相談においてサイト管理者等への削除申請の相談等があった場合に、人権相談員や受託事業者が助言等を行い、インターネット上の誹謗中傷の防止及び被害者支援を実施する。

対象分野：新型コロナウイルス、部落差別（同和問題）、外国人、障害者
対象サイト：匿名投稿が可能で、利用者・閲覧者が多いサイト
実施方法：対象分野ごとにキーワード検索を実施し、誹謗中傷や差別を助長する書き込み等を抽出

5 公の施設における本邦外出身者に対する不当な差別的言動を防止するための利用許可等の「指針」の作成（2022年10月1日施行）

県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための利用許可等の「指針」を作成する。各施設管理者はこの「指針」を参考に、愛知県条例等の規定に基づく利用許可申請等の際に判断を行うこととする。

審議会に意見を聴いた上で9月までに作成し、10月から運用開始

6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要の公表（2022年10月1日施行）

公共の場所で本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われた場合は、愛知県人権施策推進審議会の意見を聴いた上で、どのような表現活動が当該言動に該当するのかを、広く県民に周知することにより、その解消に繋げることを目的に、当該差別的言動の「概要」を公表する。氏名や団体名、住所や所在地の公表はしない。

7 「性の多様性に係る庁内連絡会議」の開催

性的指向及び性自認の多様性についての理解増進等の規定の「県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努める」については、新たに「性の多様性に係る庁内連絡会議」を設置し、性的指向や性自認の多様性への配慮に関して、全庁的な認識の共有化を図る。

2022年5月23日 第1回会議開催

8 条例の普及・啓発

条例の制定に合わせ、条例の趣旨や基本的な考え方を広く県民に対して周知する。

- ・ポスター、啓発冊子、啓発パネルの制作、配付・掲示
- ・広報キャンペーンの実施（8月下旬の1週間、交通広告及びインターネット広告の実施、啓発パネルの展示）
- ・啓発イベントの開催（8月下旬、名古屋市内、一般県民（400名程度）を対象）

9 その他

地域の実情を踏まえた効果的な啓発や施策の推進の基礎資料とするため、「人権に関する県民意識調査」を実施する。（2002年度から5年毎に実施）

調査対象者：県内に居住する18歳以上の県民3,000人
調査項目：人権に関する意識等を問う設問（50問程度）

※ は、2022年度の主な取組